

# 第5回FCP国際標準に関する勉強会 グループディスカッションまとめ

## 論点 1

事業者は食品偽装防止について  
何をすべきか  
～自社の取組は～

## 論点 2

事業者は食品偽装防止について  
何をすべきか  
～取引先への要求事項は～

# グループディスカッション 各班からの意見

	観点	御社での取組内容
A班	事業者は食品偽装防止について何をすべきか ～自社の取組は～	表示チェックの力量（教育）確保 表示チェックの精度を高める（抜け漏れをなくす） 情報の精度を高める 品管部門以外の社内教育⇒適正表示の重要性 「偽装」とは何か？（表示違反との違い） 経営者の理念 経営ポリシー トップの意識改革・教育
	事業者は食品偽装防止について何をすべきか ～取引先への要求事項は～	取引先との信頼関係が前提 適切に儲ける トレーサビリティ情報提供 契約栽培 仕入れる素材に対するチェック だまされないようにするのは難しい⇒共に学ぶことが重要
B班	事業者は食品偽装防止について何をすべきか ～自社の取組は～	自社がだまされない取組⇒自己防衛 コンプライアンス 社内教育 産地偽装 見抜く能力をつける。⇒検査技術 検査⇒抑止効果
	事業者は食品偽装防止について何をすべきか ～取引先への要求事項は～	コストや規格に重きを置きすぎない コストダウン⇒偽装を促す 付加価値⇒利益を確保
C班	事業者は食品偽装防止について何をすべきか ～自社の取組は～	地理的表示への対応をどうするか 規格書システム 見積書に原料産地を記載 F A M I Cの情報（検査方法） 社員を偽装に追い込まないための雰囲気作り、上司の対応 仕入れ先の泣き言を拒絶しないで話を聞く 無知による誤表示を防ぐための教育 微量成分分析が必要 こだわりの食材は供給量に限度がある。無闇矢鱈に販売すると自分の首を絞める。（マーケティング担当者の話にのらない）
	事業者は食品偽装防止について何をすべきか ～取引先への要求事項は～	動機を把握しておく 偽装してもメリット有り・無し トップの関与 狭義の偽装⇒トップの問題（内部通報制度があるか） 誤表示・無知⇒教育の問題 現場の不満 就業規則の更新確認 営業商談に品質管理も同行 抜き打ち検査 F A M I Cの情報発信が不十分 抑止力になっていない

# グループディスカッション 各班からの意見

	観点	御社での取組内容
D班	事業者は食品偽装防止について 何をすべきか ～自社の取組は～	無理な無茶ぶりをしない 監視体制を整える 化学的アプローチ
	事業者は食品偽装防止について 何をすべきか ～取引先への要求事項は～	予告なしで監査に行ける契約 トレーサビリティを徹底 個別チェックシステムの保証 マネジメントシステムの確立 コンプライアンス体制の有無 過大な業績至上主義の会社
E班	事業者は食品偽装防止について 何をすべきか ～自社の取組は～	トップの意識の確認 人材育成 偽装を見抜く分析体制 コミュニケーションの向上 従業員との対話 表示についての勉強（知らないで、表示しない） 無知をなくす教育 内部通報制度の充実 不満の吸い上げ 取引先の評価 取引先の定期監査 受け入れ時の表示確認 不正情報の収集 購入元の調査 内部告発についての対策・対応
	事業者は食品偽装防止について 何をすべきか ～取引先への要求事項は～	成分分析表の提出 商品仕様書の提出 原料に関する証明書 整合性の確認（指示と現場） 二者監査 取引先教育（不正事例紹介etc） 取引先でのシステム構築（個人ではなく複数名） 偽装は悪いことであり、発覚した場合、会社がつぶれるといった従業員への教育 相場感をもちリスクとして捉える
F班	事業者は食品偽装防止について 何をすべきか ～自社の取組は～	コンプライアンス遵守 故意 社内教育⇒ディスカッション 故意 企業風土の改正⇒オーナーや社長の意見で全て決まるのではなく、品管等が意見が言える風土 故意 お客様とのコミュニケーション体制 ベーシック16 緊急時の体制 ベーシック16 取引先との協力体制 ベーシック16 レシピがないためミスが発生 レシピの作成 ミス メンテナンス ミス 情報収集 無知 教育が必要⇒ディスカッション・テスト・テキスト作成 無知

# グループディスカッション 各班からの意見

	観点	御社での取組内容
F班	事業者は食品偽装防止について 何をすべきか ～取引先への要求事項は～	<p>コンプライアンス遵守 故意</p> <p>採用時の管理体制の評価 ミス</p> <p>製品仕様書を確実にする ミス</p> <p>情報収集が必要 無知</p> <p>そもそも無知な取引先とは取引しない 無知</p> <p>教育⇒カリキュラム・教育体制 無知</p> <p>即刻取引を中止する</p> <p>情報開示の体制があるか確認</p>
	事業者は食品偽装防止について 何をすべきか ～自社の取組は～	<p>品管と金額のバランスの確認</p> <p>基本は「相互確認」 何を確認し何を保証するか</p> <p>業務のオープン化 従業員が行っている業務を把握できるか</p> <p>食品不正の見抜く方法の一つ⇒検査・分析</p> <p>定期的な表示の確認（昔から続いている表示の見直し）</p> <p>食品不正を監査で見抜くとすればトレーサビリティ⇒農水省Gメンもあやしい伝票・記録を見抜く</p> <p>担当者の力量を教育 ・商品知識 ・法律知識</p> <p>専門知識の習得 製品の特徴を知る必要があるのでは</p> <p>管理体制を牽制の意味で確認する。・定期立ち入り・信頼のおける取引先・モニタリング検査</p> <p>購買品の新規評価では仕様書と製品を見比べる</p> <p>相手任せにしない「仕様書内容の確認」</p> <p>マーケティンググループや広報グループへの教育を品質管理が実施</p> <p>チラシ・POP等の文言チェックを全て品質管理で行っている</p> <p>表示確認 ・トレースできる原料か ・根拠資料はあるか</p>
G班	事業者は食品偽装防止について 何をすべきか ～取引先への要求事項は～	<p>コンプライアンス部門の設置</p> <p>定期的な立ち入り検査</p> <p>原材料のトレースできる根拠 仕様書の提出</p> <p>全ての製品において規格書の提出を求める</p> <p>原産地証明書</p> <p>社内管理体制（内部告発）</p> <p>証明書の確認 配合表、規格書、産地等</p> <p>フードチェーン全体で監視する（仕組み作り）</p> <p>法令をよく理解していない中小取引先に法令教育する。 大手は良く行すが取引先を集めて教育、その後監査する</p>
	事業者は食品偽装防止について 何をすべきか ～自社の取組は～	<p>6次産業など小規模事業者はどうするのか（誤認による偽装防止）</p> <p>従業員とのコミュニケーション（悪意を誘発させない）</p> <p>誤認を誘発させないためのカルチャーを作る</p> <p>カメラをライン全てに導入して防ぐ 作業手順の見直し</p> <p>コミュニケーションをとり、ことの大切さを伝える。</p> <p>具体的な商品毎に見ていく</p> <p>規格書データの積極的開示</p> <p>記録作成の要求 トレーサビリティの確認</p> <p>正しい法律などの知識をいかに習得するか。</p> <p>リスクアプローチのコミュニケーション</p> <p>製造体制・情報の信頼性の水準向上</p> <p>原料メーカーからの念書提出</p>
H班	事業者は食品偽装防止について 何をすべきか ～取引先への要求事項は～	

# 第5回勉強会 要点整理

事業者は食品偽装防止について 何をすべきか

～自社の取組は～

- ・経営者の理念及び経営ポリシーが大事。
- ・従業員との対話を実施し、不満の吸い上げが大事。
- ・コンプライアンス及び表示について、社内教育の実施。
- ・食品偽装の原因を「故意」「ミス」「無知」の3つに分類してそれぞれ必要な管理を考えていってはどうか。
- ・定期的な表示の確認及び検査・分析の実施。
- ・カメラをライン全てに導入して防ぐとの意見もあり。

事業者は食品偽装防止について 何をすべきか

～取引先への要求事項は～

- ・取引先との無理な商談及び過剰な要求の防止が重要。
- ・取引先と情報共有及び法令教育などのコミュニケーションを図り信頼関係を築くことが重要。
- ・取引先への記録作成の要求及びトレーサビリティの確認。
- ・定期的な立ち入り検査及び抜き打ち検査を実施できるようにしておくこと。